

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程

平成16年5月16日
規程第 10 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、本学の業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証並びに評価を行い、もって、業務執行の合理化と効率化を図り、また、会計処理の適正化に資することを目的とする。

(監査)

第3条 監査の種類は、次の各号のとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 業務監査 法令並びに本学の方針、計画、制度及び諸規程に基づいて、運営に係る業務が適正に実施されているかについての監査
- (2) 会計監査 会計処理、会計記録及び財産保全状況の適否等についての監査

2 監査の区分は、次の各号のとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期監査 あらかじめ策定された監査計画に基づき、定期的を実施する監査
- (2) 臨時監査 学長が特に命じた事項又は監査室の室長（以下「監査室長」という。）が必要と認めた事項について、臨時に実施する監査

(監査の実施)

第4条 監査を実施するために監査担当者を置き、監査室の職員をもって充てる。

2 監査室長は、監査の実施に当たり必要があると認めるときは、学長の承認を得て、監査室の職員以外の職員を監査担当者に加えることができる。

(監査担当者の権限)

第5条 監査担当者は、先端科学技術研究科（研究科事務室を含む。）、総合情報基盤センター、生命科学基盤センター、マテリアル研究プラットフォームセンター、データ駆動型サイエンス創造センター、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、ダイバーシティ&インクルージョン推

進室、地域共創推進室、技術室、留学生・外国人研究者支援室及び事務局（以下「被監査部局」という。）の職員に対し、関係資料の提出、説明及びその他必要事項の報告等を求めることができる。

（被監査部局の職員の義務）

第6条 被監査部局の職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

（監査担当者の遵守事項）

第7条 監査は、すべて事実に基づいて行い、常に公正不偏でなければならない。
2 監査担当者は、正当な理由なく、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（監査計画）

第8条 監査室長は、毎事業年度の初めに監査計画を策定し、学長の承認を得なければならない。

（監査の通知）

第9条 監査室長は、監査の実施について、あらかじめ被監査部局に通知するものとする。ただし、第3条第2項第2号に規定する臨時監査を実施する場合は、事前の通知を省略することができる。
2 被監査部局の長は、やむを得ないと認められる場合に限り、監査の実施日程について変更を求めることができる。

（監査の実施）

第10条 監査は、監査計画に基づき実施する。ただし、緊急やむを得ない場合は、これを変更して実施することができる。

（監査の方法）

第11条 監査は、実地監査若しくは書面監査又はこれらの併用により行う。

（監査調書）

第12条 監査担当者は、監査実施後当該監査の方法、内容及び結果について記録した監査調書を速やかに作成しなければならない。

（監査調書に基づく意見交換）

第13条 監査担当者は、監査調書に基づく事実の確認等を行うため、被監査部局と意見の交換を行う。

（監査の結果の報告）

第14条 監査室長は、前2条に規定する手続終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、学長に提出する。

2 監査室長は、前項に定める監査報告書の提出に際し、指摘事項及び改善案等がある場合は、それを付記するものとする。

(改善の指示)

第15条 学長は、監査報告書に基づき、改善のための対策、措置等を講じる必要があると認めた場合は、被監査部局の長に対して、改善を指示する。

(改善計画の提出)

第16条 前条の規定により改善の指示を受けた被監査部局の長は、当該改善に係る計画（以下「改善計画」という。）を速やかに学長に提出しなければならない。

2 被監査部局の長は、改善計画に基づき、改善措置を講じなければならない。

(改善計画の実施状況の調査及び報告)

第17条 学長は、提出された改善計画の実施状況の調査を監査室長に命じるものとする。

2 監査室長は、当該調査の結果を学長に報告するものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規定による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。